

2025年度 瀬戸市子ども・若者支援活動応援金募集

瀬戸市では、子ども・若者が社会的自立に困難を抱えることを防ぐために行う支援活動に対し、応援金を交付します。

★ 応援金を申請できる人

子ども・若者とその家族(以下「支援対象者」と記載)を対象とした下記の応援事業を瀬戸市内で実施し、支援対象者に直接支援している非営利で活動する法人・団体・個人(以下「団体等」と記載)

※ 子ども・若者の定義…原則妊娠期を含めた0歳から39歳までの方

★ 応援事業の内容、概要、補助要件

応援事業の内容	概 要	補 助 要 件
① 居場所提供事業 上限額19万4千円	子ども・若者が集える場所を提供する事業。子ども・若者が相談できる体制を整え(専門職の配置は問わない)、毎月1回以上開催する。	・令和7年4月1日から令和8年2月28日までに実施する事業である ・応援金の交付対象経費の項目については別表(次ページ)のとおり
② 子ども食堂事業 上限額16万8千円	支援対象者に対して、栄養バランスのとれた食事の提供を行う事業。子ども一人あたり300円を支援金額とし、前年度実績に応じて申請する。なお、前年度実績のない申請者については、上限申請金額は5万円とする。	【除外要件】 ・公序良俗に反するもの ・営利を目的とするもの ・特定の支援対象者のみを対象とするもの ・瀬戸市の委託事業に該当するもの
③ 食品・生活必需品等配布事業 上限額16万5千円	食料や日用品など生活に必要なものを直接配布する事業。一人当たり300円を支援金額とし、前年度実績に応じて申請する。なお、前年度実績のない申請者については、上限申請金額は5万円とする。	【除外経費】 ・応援事業に参加する支援対象者以外の参加者に係る経費 ・応援事業と同時開催する営利を目的とした事業に係る経費 ・応援事業の実施にあたり参加者から徴収した実費相当額
④ 学習支援事業 上限額3万9千円	基本的な学力の補填や学習習慣の定着のために居場所で行う学習を支援する事業。	・この応援金とは別に国・地方公共団体・その他の法人・団体・個人から受領した補助金、助成金又は寄付金で交付対象経費に充当したもの
⑤ 体験活動事業 上限額3万7千円	子ども・若者が社会に出ていくための準備として、ボランティア等の体験活動を、居場所とは異なる場所で行う際に必要な交通費などを支援する事業。	

⑥ 子ども食堂ネットワーク事業 上限額29万3千円	居場所提供事業と子ども食堂事業を行いながら、独立した倉庫を所有又は借り受け、他の子ども食堂に対して物資を供与している団体等が、そのためのネットワークを確立し、定期的な物資調達と供与を行っている場合にその活動を支援する事業。	
------------------------------	---	--

※備品購入費は、申請初年度のみ申請可能です。

※申請金額について、1,000円未満は切り捨てとします。

別表

応援金対象経費項目	主な内容
備品購入費	調理器具、椅子、食器等の購入に要する経費
消耗品費	文具費、日用品費、材料費、医薬品代等
食料費	食料品の購入費
教材費	教科書、ノート等の教材費
光熱水費	電気・ガス・水道料金等
印刷費	チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷費
通信運搬費	郵便、宅配便等の運搬用費用等
交通費	食材の運搬や子どもの送迎等に係る交通費
使用料及び賃借料	会場等を使用するための費用 車両や機器類のリース料
謝金	従事するボランティア等の謝金
修繕費(上限5万円)	建物の修繕又は改修に係る経費 (事業実施に最低限必要な改修に限る。)
衛生管理費	検便費用
その他	応援事業に要する経費のうち、市長が必要と認める経費

★ 申請の受付期間と方法

申請受付期間 令和7年4月1日(火)～令和8年1月30日(金)消印有効

申請書類等の提出方法は、持参又は郵送とします。電子データも併せてご提出ください。

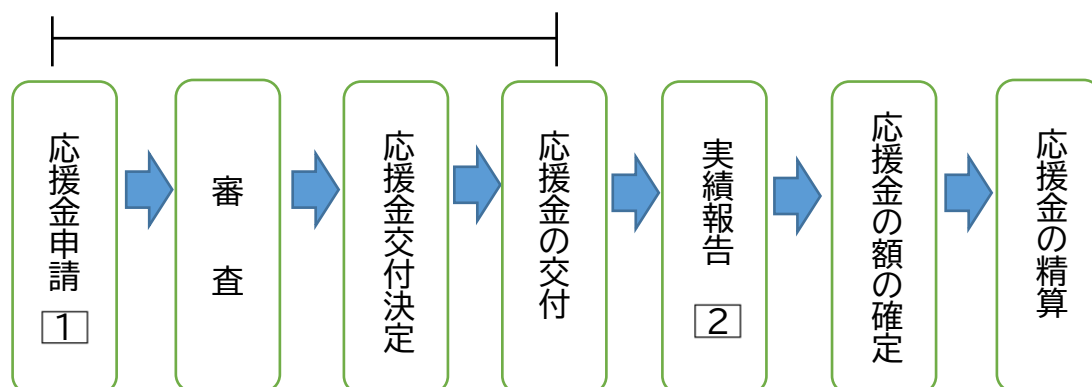
【注意点】

- ① 事業内容や書類の書き方等については、事前に相談いただけます。
- ② 事前の相談、窓口での申請については、予約をお願いします。
- ③ 提出された書類の審査の結果、内容についてはお尋ねすることがあります。
- ④ 受付期間内であっても、予算に達した場合は早めに締め切ることがあります。
- ⑤ 郵送の際は、事項「★★お問い合わせ(郵送)先★★」までお願いします。

★ 応募の詳細や応募書類

瀬戸市ホームページに掲載 申請書等をダウンロードできます。

申請から交付の可否決定までの所要期間: おおむね1か月程度



※ 申請書類

1 申請時に必ず提出する書類

- (1) 瀬戸市子ども・若者支援活動応援金交付申請書兼請求書
- (2) 瀬戸市子ども・若者支援活動応援金事業計画書
- (3) 申請者の公的身分証明書の写し(写真が貼付されている証明書は1点。写真がないものは2点提出してください。)
- (4) 申請内容を補完する書類等(施設利用証や支出経費)
- (5) 申請者名義の振込先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し(瀬戸市に口座登録がない場合)

★ 必須の提出書類とは別に、作成している場合に提出する書類

- (1) 団体の定款、規約及び年間事業計画書
- (2) 事業の内容が明確に示されているもの(チラシ等)

2 実績報告時に必要な書類

- (1) 瀬戸市子ども・若者支援活動応援金実績報告書
- (2) 事業実績調書(事業の成果・実績、事業内容、活動写真)
- (3) 事業収支決算書
- (4) 支出対象経費の支払証拠書類(領収書の写し等)
- (5) 参加者名簿

★ 実績報告は、事業終了の日から15日以内又は3月15日のどちらか早い日までに提出してください。

★★お問い合わせ(郵送)先★★

〒489-0044 瀬戸市栄町 45 パルティセと3階 瀬戸市こども若者家庭センター

TEL:0561-88-2636 E-mail:kowaka@city.seto.lg.jp

予約受付時間: 平日9時15分から18時まで (12/28から翌年1/4を除く)

瀬戸市子ども・若者支援活動応援金 Q&A

Q1 居場所事業は必ず行う必要があるか。
A1 はい。この応援金事業は居場所事業を行っていただくことを前提としています。そのうえで、それぞれの特色を生かして他の事業と組み合わせていただければと思います。
Q2 学習塾を開いている。他塾より安価でやっていると思うが申請対象となるか。
A2 この応援金は、非営利の事業を対象としています。営利目的であれば、対象とはなりません。
Q3 子ども食堂事業と食料・生活必需品配布事業の2つを行っている。この場合どのように申請するといいいのか。
A3 交付要綱をご確認いただき、上限金額の範囲内で、それぞれの事業の申請金額を合算した値で申請いただければと思います。なお、子ども食堂事業と食品・生活必需品配布事業については、申請金額の算出方法が前年度実績から算出する形となっています。初めてこの二つの事業を行う場合は、それぞれ一律の申請金額となりますので、ご注意ください。
Q4 年間経費50万円で子ども食堂を行っている。市の予算があれば2回目の申請が可能か。
A4 市の予算があれば、2回目の申請ができる可能性があります。2回目の申請を検討される際はまずご相談ください。なお、2回目の申請は1回目の事業実績報告後の申請となります。
Q5 子ども・若者だけでなく、高齢者も対象に含めて事業を行っているが、この場合はどのように申請したらいいか。
A5 応援事業に支援対象者以外の参加者が含まれる場合は、支援対象者以外の参加者に係る経費を按分するなどして、除いて申請してください。
Q6 居場所提供で、相談に対応しているのが有資格者ではないが差し支えないか。
A6 差し支えありません。
Q7 自分たちの行っている事業が、対象になるか知りたい。
A7 お気軽にご相談ください。ただし、担当者が不在の場合もあるため、お手数ですが、事前にご相談日のご予約をお願いします。ご相談は電話でも来所でも可能です。
Q8 参加者から利用料(実費相当額)を徴収したが、どのように記載して実績報告すればよいか。
A8 事業収支決算書では、収入の項目欄に徴収した人数×費用の内訳を記載してください。(記入例を参考にしてください。) なお、徴収した利用料(実費相当額)は、交付対象経費から減額します。
Q9 寄付金を受けたとき、どのように記載して実績報告すればよいか。
A9 事業収支決算書では、収入の項目欄に「寄付金」と記載し、内訳の欄に、寄付金の充当先が交付対象経費か、対象外経費かを記載しておいてください。(記入例を参照してください。) なお、寄付金の充当先が交付対象経費の場合は、交付対象経費から減額します。

